

札幌市青少年科学館観覧料等減免取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、札幌市青少年科学館条例（昭和56年条例第9号。以下「条例」という。）第3条第5項及び札幌市青少年科学館条例施行規則（昭和56年教育委員会規則第12号。以下「規則」という。）第8条及び第9条の規定に基づき、札幌市青少年科学館（以下「科学館」という。）の観覧料又は特別観覧料（以下「観覧料等」という。）の減免取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(対象及び減免額)

第2条 規則第8条の規定により、観覧料等を減免することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 市内における学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校及び特別支援学校の高等部の生徒が、授業等の目的のため、教職員等に引率されて観覧する場合
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設に入所又は通所している中学生以下を除く者が、当該施設の職員等に引率されて観覧する場合
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者社会参加支援施設に入所又は通所している者が、当該施設の職員等に引率されて観覧する場合
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）に規定する障害者支援施設に入所又は通所している者が、当該施設の職員等に引率されて観覧する場合
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉施設に入所又は通所している者が、当該施設の職員等に引率されて観覧する場合
- (6) 身体障害者福祉法第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者、昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知に基づく療育手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は65歳以上の者が観覧する場合（ただし、中学生以下は除く）

- (7) 授業の目的のため観覧するものを引率する教職員等、第2号に規定する施設に入所又は通所している児童を引率する職員等及び札幌市児童会館条例(昭和35年条例第36号)に規定する児童を指導の目的のために引率する職員等並びに第3号から第5号に規定する者を引率する職員等が観覧する場合
 - (8) 第1号から第6号までに規定する場合で、観覧する者を介護する者(観覧する者1人につき1人まで)が観覧する場合
 - (9) 公職についている者が、公務上の目的のため観覧する場合
 - (10) 調査研究のため来館した博物館関係職員及び大学その他の調査研究機関の職員が観覧する場合
 - (11) 札幌市又は札幌市教育委員会(以下「委員会」という。)が招待した者が観覧する場合
 - (12) 科学館の展示物等の寄附者又は寄託者が観覧する場合
 - (13) 委員会が前各号に準ずると認めた場合
- 2 前項の規定により減免した観覧料等の額は、次のとおりとする。
- (1) 前項第1号及び第3号から第6号までの規定に基づいて観覧する場合は、団体観覧料等から団体観覧料等の2割相当の額を差し引いた額(ただし、10円未満の端数は切り捨てる。)
 - (2) 前項第2号及び第7号から第12号に規定する場合は、免除
 - (3) 前項第13号の場合は、その都度委員会が定める額

(減免申請手続等)

第3条 前条規定に基づき観覧料の減免を受けようとする者に対しては、あらかじめ、観覧料等減免申請書(以下「申請書」という。)を提出させなければならない。ただし、身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者又は65歳以上であることが確認できる身分証明書を持参した者が、当該手帳等を係員に提示し、確認を受けて観覧する場合は、この限りでない。

2 委員会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに内容等を審査し、申請内容に疑義のない旨確認のうえ、観覧料等減免許可書(以下「許可書」という。)を交付する。

- 3 委員会は、前項の規定による申請内容に疑義がある場合、その理由を明らかにし、申請書の備考欄にその旨朱書きするものとする。
- 4 委員会は、観覧料等を減免しなかったとき又は観覧条件を付した減免を行うときは、その理由を書面若しくは口頭により申請者に対し通知するものとする。
- 5 申請書は許可書と複写で用い、一定の期間保存するものとする。
- 6 前各項の規定にかかわらず、前条第1項第9号から第13号に規定する者が観覧料等の減免を受けようとする場合は、この限りでない。

(委任)

第4条 この要領の施行に関し、必要な事項は委員会が定めるものとする。

附 則

この要領は、昭和56年10月4日から施行する。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年3月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月23日から施行する。

観覧料及び減免観覧料（第2条第2項関係）

（※1人1回当たりの観覧料）

区分		金額
展示室	個人観覧料	700円
	団体観覧料	630円
	減免観覧料	500円
プラネタリウム	個人観覧料	500円
	団体観覧料	450円
	減免観覧料	360円